

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月1日（平成30年（行個）諮問第34号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（行個）答申第109号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日に本人が特定事業場の件で特定労働基準監督署に、労基法違反申告書の提出を行った申告書それ自体や当日分の調査復命書、指導票、是正勧告書などの労働基準監督署が作成した本人に係る個人情報および添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月24日付け愛労発基1024第1号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定事業場は賃金減少が職場環境に悪影響を及ぼさないよう安全衛生や車両安全等を充実させなければならないのに、平成29年特定月日に特定労働基準監督署より是正勧告を受けた。

しかし、特定労働基準監督署で対応できない分を運輸局、県労働委員会事務局等へ申し入れをするのに際しては、情報が少なすぎて指導してもらえない状況になっているので、特定労働基準監督署がどのような指導・勧告をし、特定事業場がどのような報告をしているのか等の情報の全部開示を強く求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

審査請求人である開示請求者（以下「請求人」という。）は、平成29年10月11日付け（同日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「特定年月日に、請求人が、特定事業場の件で、特定労働基準監督署に労基法違反申告書の提出を行った申告書それ自体や当日分の調査復命書、指導票、是正勧告などの労働基準監督署が作成した請求人に係る個人情報及び添付書類一式」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、平成29年10月24日付け、愛労発基1024第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成29年11月29日付け（同年12月1日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち下記（3）ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下、順に「対象文書1」ないし「対象文書4」といい、併せて「対象文書」という。）である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に掲げる情報については、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

（ア）担当官が作成又は収集した文書（対象文書3の③）

対象文書3は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、対象文書3の③の文書には、請求者個人を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

（ア）申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる

事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書1の申告処理台帳続紙（1頁ないし6頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の①ないし②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、

また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書（対象文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

a 監督復命書の「参考事項・意見」欄

対象文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿

書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

対象文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書2の①は、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書2の②は請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書3）

対象文書3の①には被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する

ため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条7号イに該当し、加えて、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

対象文書の4の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書4の①には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報で

あり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

原処分において不開示として部分のうち、対象文書1の③及び2の③並びに3の④については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は「対象文書全体が法14条の各号に該当しないためすべてを開示すべき」等と主張しているが、上記ウまで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記(3)ウで開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 上記1(3)イ(ウ)について、下記のとおり修正する(下線部分が修正部分)。

(1段落目及び2段落目は省略)

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条7号イに該当し、加えて、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号に該当する。

このほか、対象文書3の②については、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情

報であり，当該情報は，法14条2号に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

以上のことから，これらの情報は，法14条2号，3号イ及びロに該当することに加え，同条5号並びに7号イにも該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (2) 文書番号2ないし3に係る該当箇所10頁，11頁ないし12頁について，誤謬が判明したため，別表の該当部分について，下記のとおり修正する（下線部分が修正部分）。

別表

文書番号	対象文書名	頁	不開示部分	該当条文
2	監督復命書及び続紙	10	<p>①「<u>完結区分</u>」欄，<u>最も賃金の低い者の額</u>」欄，「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄2行目，<u>3行目9文字目</u>ないし<u>14文字目</u>，及び4行目，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄1枠目ないし3枠目，「<u>是正期日・改善期日</u>」欄</p> <p>②「面接者職氏名」欄</p> <p>③「<u>労働組合</u>」欄，<u>「週所定労働時間</u>」欄，「NO.」欄，「参考事項・意見」欄1行目，3行目1文字目ないし8文字目及び15文字目ないし20文字目</p>	<p>法14条3号イ及びロ，5号並びに7号イ</p> <p>法14条2号</p> <p>新たに開示</p>

3	担当官が作成又は収集した文書	1 1 ないし <u>1</u> <u>2</u>	<p>① 1 1 頁の「法条項等」欄 1 行目ないし 8 行目, 「違反事項」欄 1 行目ないし 8 行目「是正期日」欄 1 行目及び 8 行目, 1 2 頁の「<u>期日記載</u>」欄及び「指導事項」欄 2 行目ないし 1 6 行目</p> <p>② 1 1 頁及び 1 2 頁「受領者職氏名」欄の不開示部分</p> <p>③ 1 1 頁の「是正確認」欄</p> <p>④ 上記①～③以外の不開示部分</p>	<p>法 1 4 条 3 号 イ 及び 口, 5 号 並びに 7 号 イ</p> <p>法 1 4 条 2 号</p> <p>保有個人情報非該当</p> <p>新たに開示</p>
---	----------------	------------------------------	--	---

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 3 0 年 3 月 1 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 1 5 日 審議
- ④ 同年 6 月 2 8 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年 8 月 3 1 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年 9 月 2 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成 2 9 年特定月日に本人が特定事業場の件で特定労働基準監督署に、労基法違反申告書の提出を行った申告書それ自体や当日分の調査復命書、指導票、是正勧告書などの労働基準監督署が作成した本人に係る個人情報および添付書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の 1 欄に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 5 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 1 4 条 2 号, 3 号 イ 及び 口, 5 号 並びに 7 号 イ に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審

査請求人は、原処分取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の通番7の文書に記録された情報については、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番2については、個人に関する情報であるとは認められず、また、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3については、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等

に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

通番4は面接者の職氏名であり、通番6は受領者の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

(ア) 通番2のうち「違反条文」欄には、特定事業場に対する申告に係る法令違反の内容が記載されており、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2のうち上記(ア)を除く部分には、労働基準監督官が特定事業場から聴取した内容等が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 8 は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、これらを開示すると、特定事業場の事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イ該当性について

(ア) 通番 3 のうち、「最も賃金の低い者の額」欄は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した特定事業場の内部情報であり、「完結区分」欄、「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄は、臨検監督に係る対応方針及び労働基準監督官が調査の結果得た情報等であり、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における臨検監督に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 3 のうち上記（ア）を除く部分及び通番 5 については、特定事業場の違反法条項、是正期日等に関する情報であり、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 3 号ロ、5 号及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法 14 条 5 号及び 7 号イ該当性について

通番 1 は、申告処理に係る対応方針等の情報であり、当該部分は、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であり、また、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号及び 文書名		2 頁	3 通 番	4 不開示部分	5 該当条文	6 開示すべ き部分
文 書 番 号	対 象 文 書 名					
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙	1 な い し 6	1	① 1頁の「完結区 分」欄，「申告の 内容」欄の1行目 24文字目ないし 40文字目，6行 目，3頁の「備 考」欄	法14条5号及 び7号イ	なし
			2	② 1頁の「違反条 文」欄，3頁の 「処理経過」欄1 行目ないし21行 目及び25行目な いし最終行目，4 頁の「処理経過」 欄1行目ないし3 行目及び5行目及 び6行目1文字目 ないし2文字目及 び6行目11文字 目ないし7行目8 文字目並びに8行 目ないし17行 目，5頁の「処理 経過」欄1行目及 び5行目ないし7 行目	法14条2号， 3号イ及びロ， 5号並びに7号 イ	3頁の 「処理経 過」欄1 行目1文 字目ない し9文字 目及び2 5行目1 文字目な いし9文 字目，4 頁の「処 理経過」 欄5行目 1文字目 ないし9 文字目並 びに5頁 の「処理 経過」欄 1行目5 文字目な

						いし 9 文字目
				③ 4 頁の「処理経過」欄 4 行目及び 6 行目 3 文字目ないし 10 文字目及び 7 行目 9 文字目ないし 13 文字目並びに 18 行目ないし 22 行目, 5 頁の「処理経過」欄 2 行目ないし 4 行目及び 8 行目ないし 9 行目	新たに開示	—
2	監督復命書及び続紙	10	3	① 「完結区分」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄 2 行目, 3 行目 9 文字目ないし 14 文字目及び 4 行目, 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1 枠目ないし 3 枠目, 「是正期日・改善期日」欄	法 14 条 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ	「参考事項・意見」欄 2 行目 9 文字目ないし 17 文字目
			4	② 「面接者職氏名」欄	法 14 条 2 号	なし
				③ 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「NO.」欄, 「参考事項・意見」欄 1 行目, 3 行目 1 文字目ないし 8 文	新たに開示	—

				字目及び15文字 目ないし20文字 目		
3	担当官 が作成 又は収 集した 文書	1 1 及び 1 2	5	① 11頁の「法条 項等」欄1行目な いし8行目, 「違 反事項」欄1行目 ないし8行目, 「是正期日」欄1 行目ないし8行 目, 12頁の「期 日記載」欄及び 「指導事項」欄2 行目ないし16行 目	法14条3号イ 及びロ, 5号並 びに7号イ	なし
			6	② 11頁及び12 頁「受領者職氏 名」欄の不開示部 分	法14条2号	なし
			7	③ 11頁の「是正 確認」欄	保有個人情報非 該当	なし
				④ 上記①~③以外 の不開示部分	新たに開示	—
4	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	1 3 ない し 2 2	8	① 13頁ないし2 2頁	法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号 イ	なし
5	請求人 が提出 した資 料	7 ない し 9		なし	—	—

(注1) 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号4の1枚目ないし22枚目に1頁ないし22頁と付番したものを「頁」として記載している。

(注2) 本別表は補充理由説明書による訂正を反映している。